

## 東京都板橋区基本計画策定委員会設置要綱

(昭和48年5月14日決定)

### (設置)

第1条 板橋区基本構想及び基本計画の策定及び改定を円滑に進めるため、東京都板橋区基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 総合的かつ計画的な区政を進めるための長期的指針となるとともに区民と区の共通の目標となる基本構想の策定及び改定に関する事項
- (2) 基本構想を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにする基本計画の策定及び改定に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、区長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、副区長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の承認を経て、委員以外の者を出席させることができる。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

### (連絡会議)

第5条 委員会に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、委員会の審議に必要な事項について、調査及び調整を行う。
- 3 連絡会議は、政策経営部長の職にある者及び板橋区組織条例（昭和39年板橋区条例第50号）に定める部の庶務を担当する課長に相当する職にある者その他これに類する者をもって構成する。
- 4 連絡会議に会長を置く。
- 5 会長は、政策経営部長の職にある者とし、連絡会議を総括する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部政策企画課が処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、昭和48年5月14日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和58年6月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成8年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この一部改正は、平成9年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この一部改正は、平成16年7月14日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日(平成26年5月22日)から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この一部改正は、平成28年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(組織改正)

別 表 (第 3 条関係)

東京都板橋区基本計画策定委員会委員

教育長 常勤監査委員 技監 政策経営部長 総務部長 危機管理部長 法務専門監 区民文化部長産業経済部長 健康生きがい部長 保健所長 福祉部長 子ども家庭部長 子ども家庭総合支援センター所長 資源環境部長 都市整備部長 まちづくり推進室長 土木部長 かわまちづくり担当部長 会計管理者 教育委員会事務局次長 地域教育力担当部長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 区議会事務局長

計 25 名